

(宛先) 松山市監査委員

松山市公営企業局管理者 大 崎 修 一

令和5年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第89号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 公営企業局上下水道部 経営管理課	所管課等長氏名 井手本 公治
措置の状況	☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
②定期点検整備の実施について 監査対象課等において一部現地調査を実施したところ、水道管路管理センターの所有する特種車（給水車）の点検整備済ステッカーが令和 5 年 8 月となっており、点検時期を過ぎている状態であった。点検整備は道路運送車両法により点検の時期が定められており、使用者の義務となっている。公営企業局では経営管理課が点検等の管理を行っているが、今後においては車両を使用している課等においても点検時期を管理するなど、点検整備漏れのないよう再発防止のための対策を検討し、適正な管理を徹底されたい。 【むすび】 今回の行政監査のテーマは「公用車の管理状況等について」である。 公用車は、公務を迅速かつ効率的に遂行するために欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであるが、取得や維持管理等に経費を要することや、交通事故等の発生リスクもあることから、適正な配置、安全に使用するための維持管理等が重要である。 そこで今回、共用車の管理等を行っている管財課、経営管理課をはじめ、公用車を所有し管理等を行っている課等に対し監査を実施した。 公用車の使用状況について、出先機関に配置している二輪車が 10 年以上使用されておらず、走行不能な状態であったことなどから、公用車の配置についての把握や見直しが必要なものがあった。 また、公用車の点検・整備について、道路運送車両法第 48 条の規定による定期点検が定め	②定期点検整備の実施について 公営企業局が管理する車は、経営管理課で「車検・法定点検予定表」に基づき、車検及び法定点検を行っています。今回指摘がありました特殊車両（給水車）については法定点検の予定日の記載漏れがあり、法定点検が行われていませんでした。 改善の取り組みとして、「車検・法定点検予定表」作成時に記載漏れがないか、経営管理課及び車両を使用する担当課で確認するよう見直しました。さらに、担当課に車両点検時に法定点検の実施状況を確認するよう周知徹底しました。 今後も引き続き適正な管理を徹底していきます。

られた時期に実施されていなかった車両があった。法令遵守は当然のことであり、さらには車両の点検・整備を適正に行うことにより、性能や安全性が維持されることから、点検・整備の重要性について再認識しなければならない。

市長部局等では、令和 5 年 3 月に「共用車両予約・鍵管理システム」を導入し、公用車の貸出や管理等の厳格化、効率化を図っている。また、公用車を使用する職員が予約や運行記録の作成を自席のパソコンから容易に行えるなど、手続き等の事務改善も行われていた。しかしながら、運行記録を利用していない課等も見受けられたことから、システムをより有効に活用するためにも、運用について検討されたい。

今回、指摘事項、要望事項となった事案については、それらの原因及び改善に向けた取組を検証し、監査の対象とならなかった部局等も含め、公用車の適切な維持管理や安全な運行等を強く望むものである。

（宛先）松山市監査委員

松山市公営企業局管理者 大 崎 修 一

令和5年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第89号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 公営企業局上下水道部 水道管路管理センター	所管課等長氏名 森 貞 昭 和
措置の状況	☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
②定期点検整備の実施について 監査対象課等において一部現地調査を実施したところ、水道管路管理センターの所有する特種車（給水車）の点検整備済ステッカーが令和 5 年 8 月となっており、点検時期を過ぎている状態であった。点検整備は道路運送車両法により点検の時期が定められており、使用者の義務となっている。公営企業局では経営管理課が点検等の管理を行っているが、今後においては車両を使用している課等においても点検時期を管理するなど、点検整備漏れのないよう再発防止のための対策を検討し、適正な管理を徹底されたい。 【むすび】 今回の行政監査のテーマは「公用車の管理状況等について」である。 公用車は、公務を迅速かつ効率的に遂行するために欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであるが、取得や維持管理等に経費を要することや、交通事故等の発生リスクもあることから、適正な配置、安全に使用するための維持管理等が重要である。 そこで今回、共用車の管理等を行っている管財課、経営管理課をはじめ、公用車を所有し管理等を行っている課等に対し監査を実施した。 公用車の使用状況について、出先機関に配置している二輪車が 10 年以上使用されておらず、走行不能な状態であったことなどから、公用車の配置についての把握や見直しが必要なものがあった。 また、公用車の点検・整備について、道路運	②定期点検整備の実施について 公営企業局が管理する車は、経営管理課で「車検・法定点検予定表」に基づき、車検及び法定点検を行うことになっていることから、今回指摘がありました特殊車（給水車）の車両点検時に法定点検の実施状況を確認しておらず、法定点検期間が過ぎていました。 改善策として、毎月実施する車両点検の検査項目に「法定点検満了日」、「車検満了日」を確認することを追加し再発防止を図ります。 また、「車検・法定点検予定表」については、経営管理課が作成の際に、水道管路管理センターでも記載漏れ等がないか点検整備済ステッカーや車検証等で確認するよう見直しました。 今後も引き続き適正な管理を徹底していきます。

送車両法第 48 条の規定による定期点検が定められた時期に実施されていなかった車両があった。法令遵守は当然のことであり、さらには車両の点検・整備を適正に行うことにより、性能や安全性が維持されることから、点検・整備の重要性について再認識しなければならない。

市長部局等では、令和 5 年 3 月に「共用車両予約・鍵管理システム」を導入し、公用車の貸出や管理等の厳格化、効率化を図っている。また、公用車を使用する職員が予約や運行記録の作成を自席のパソコンから容易に行えるなど、手続き等の事務改善も行われていた。しかしながら、運行記録を利用していない課等も見受けられたことから、システムをより有効に活用するためにも、運用について検討されたい。

今回、指摘事項、要望事項となった事案については、それらの原因及び改善に向けた取組を検証し、監査の対象とならなかった部局等も含め、公用車の適切な維持管理や安全な運行等を強く望むものである。